

八戸小唄御利用方法のご案内

八戸小唄の著作権については現在八戸市が所有しており、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）に管理を委託しています。催事や印刷物、個人のホームページなどにおいて利用する際の方法についてお知らせします。

八戸小唄の概要

八戸小唄は、昭和4年の市制施行を記念し、当時の神田重雄市長の呼びかけで制作が始まり、昭和6年に完成しました。当市の名所を歌詞に盛り込み、全国にPRする狙いは当たり、ラジオ放送やレコードを通して全国的に広まり、様々なアレンジバージョン、替え歌が出来るほどの人気曲となりました。神田市長のリクエストにより、敢えて当時の流行歌調ではなく、民謡調で作曲した事で時代を超えて愛され続け、八戸を代表する歌となっています。

八戸小唄の「歌詞」・「曲」の著作権について

八戸小唄は作詞：法師浜桜白氏、作曲：後藤桃水氏ですが、著作権を寄贈いただいております。現在は八戸市の所有となっております。

著作権の保護期間は作者が亡くなられてから50年で、「歌詞」の保護期間は平成41年（2029年）までとなっておりますので、使用する場合はJASRACへの申請手続きや使用料の支払いが必要となります。

一方で、「曲」の著作権保護期間は平成22年（2010年）で既に終了しておりますので、「曲」のみを使用する場合は、申請や使用料は必要なく、自由に利用する事が出来ます。（CDやテープ等における歌詞なしの「カラオケバージョン」や、歌なしで楽器演奏のみを行う場合など）

JASRAC への問い合わせ

裏面にいくつかの使用例を紹介しておりますが、申請書の様式や利用料金は細分化されており、また、一部においては条件を満たせば申請が不要となる場合もありますので、実際に申請される前に「よくある質問」ページを御一読の上、JASRACへお問い合わせください。

https://secure.okbiz.okwave.jp/faq-jasrac/?site_domain=jp

（JASRAC よくある質問ページ）

問い合わせ先 Tel:022-264-2266（JASRAC 仙台支部）

使用例・申請方法

例①地域の盆踊り大会等で使用する場合

以下の「レビューショー、アイススケートショー、ダンス発表会など」ページから申請書をダウンロードし、JASRACへ郵送してください（オンラインでの申請も可）一部においては申請が不要となる場合もありますので、詳しくはJASRACへお問い合わせください。

<http://www.jasrac.or.jp/info/event/dance.html>

（レビューショー、アイススケートショー、ダンス発表会など）

例②商品の包装紙に八戸小唄の歌詞を印刷する場合

以下の「出版物の作成」ページから申請書をダウンロードし、JASRACへ郵送してください。（オンラインでの申請も可）なお、歌詞を一部でも変更する場合はまちづくり文化推進室へ御相談ください。

<http://www.jasrac.or.jp/info/create/publish.html>

（出版物の作成）

例③ホームページに歌詞や動画を掲載する場合

ホームページの運営主体や、広告の有無により、「商用配信」、「非商用配信」の区別があり、さらに「動画配信」や「ゲーム配信」、「歌詞・楽譜の利用」などに分かれておりますので、以下の「インターネット上での音楽利用」ページから目的に合わせて申請してください。申請方法はオンラインのみとなります。

<http://www.jasrac.or.jp/info/network/index.html>

（インターネット上での音楽利用）

- 申請の種類は他にも多数ありますので、下記のページから該当する分類をお探しください。

<http://www.jasrac.or.jp/info/index.html> （申請案内ページ）

歌詞を一部でも変更する予定がある場合

八戸小唄の歌詞について、一部でも表記に変更がある場合についてはJASRACへの申請とは別に、作詞者の御親族の了承を得る必要がございますので、下記のお問合せ先（まちづくり文化推進室）まで一度御連絡ください。

問合せ 八戸市 まちづくり文化スポーツ部 まちづくり文化推進室
文化推進グループ ☎43-9156